

国土形成計画の審議状況と 三大都市圏の整備計画について



国土交通省

平成18年3月

国土交通省国土計画局

「国土計画制度の改革」の背景

これまでの国土計画

昭和37年の第1次全国総合開発計画以来、5次にわたり全総計画を策定

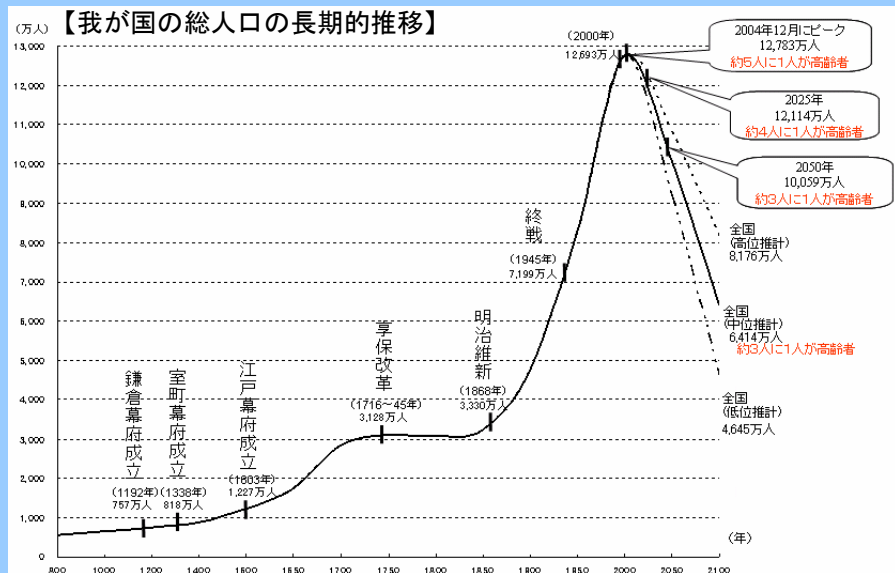
過密過疎に伴う大都市問題や地方の問題への対応など、それぞれの時代に我が国の国土が抱えていた課題の解決に向けた基本方向を示す

「開発」を基調とした量的拡大を図る計画

人口減少下の成熟社会にふさわしい
国土の質的向上を図る国土計画
へ転換を図ることが必要

国土総合開発法を抜本的に改正
「国土総合開発法」→「**国土形成計画法**」

人口減少社会の到来



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料等をもとに国土交通省国土計画局作成

国民の不安・不透明感の拡大

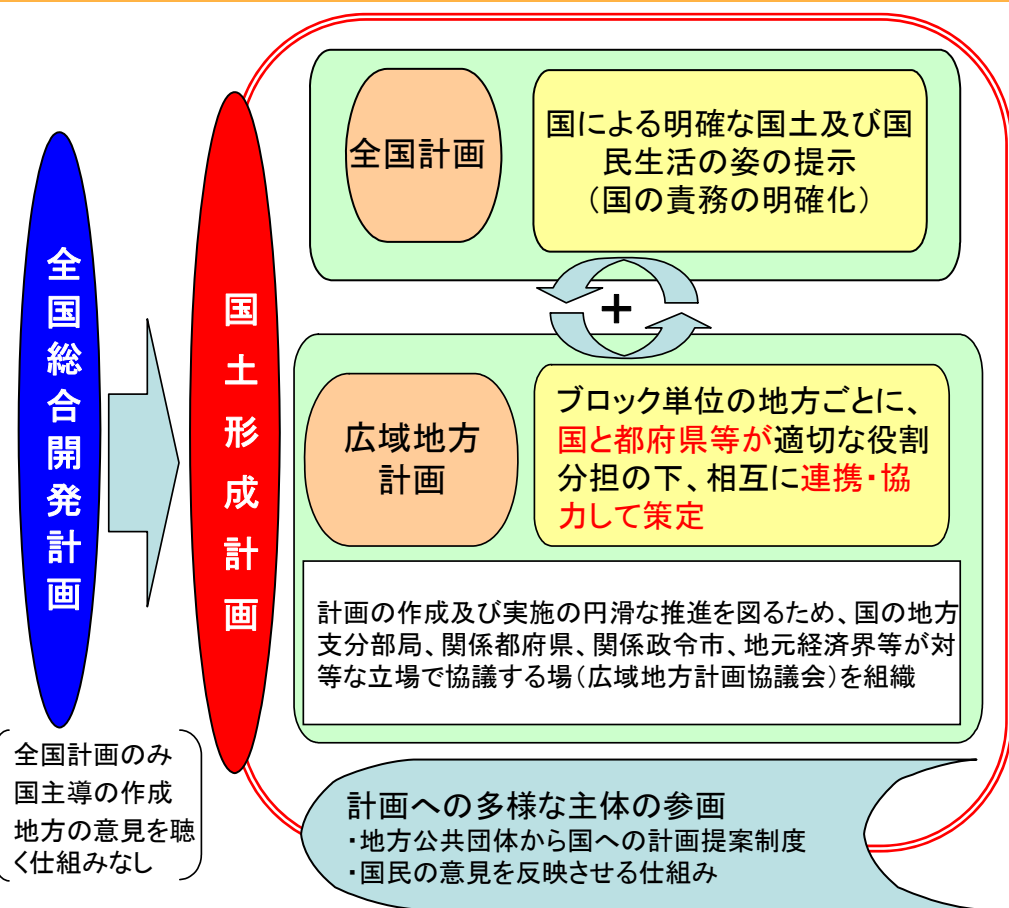
- ・人口減少、高齢化
- ・国境を越えた地域間競争
- ・環境問題の顕在化
- ・厳しい財政制約、中央依存の限界 等

安全・安心・安定した
国土と国民生活の将来像の提示

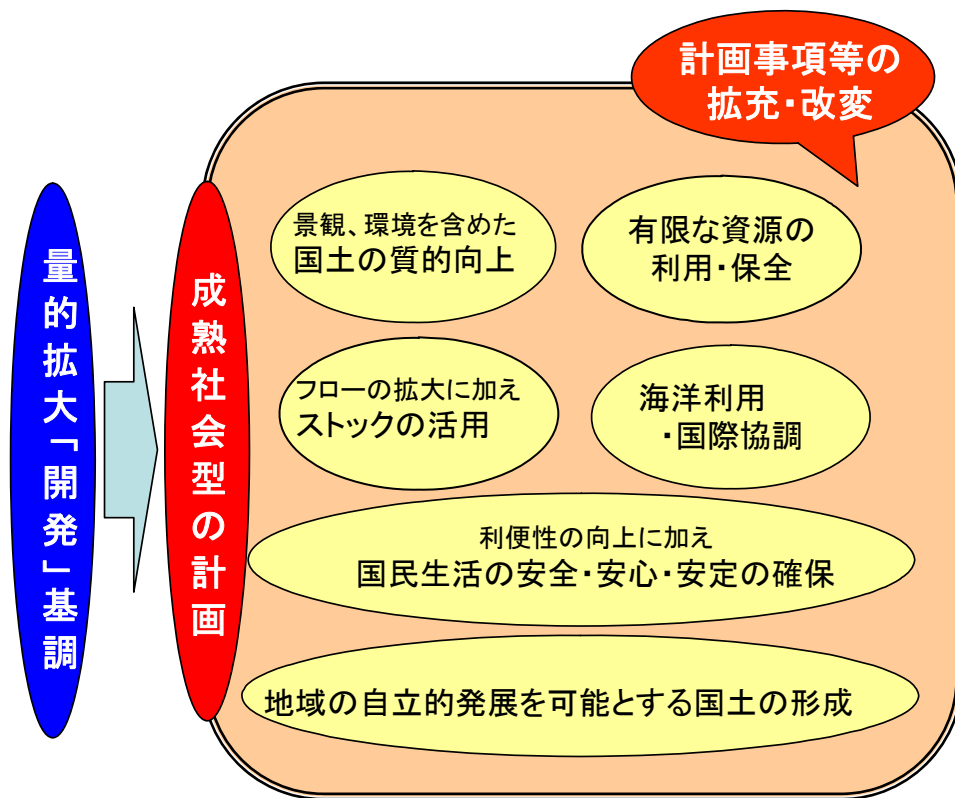
「国土計画制度の改革」のポイント

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)
※平成17年7月29日公布、12月22日施行

国と地方の協働によるビジョンづくり



開発中心からの転換



※この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

新たな国土形成計画の枠組み

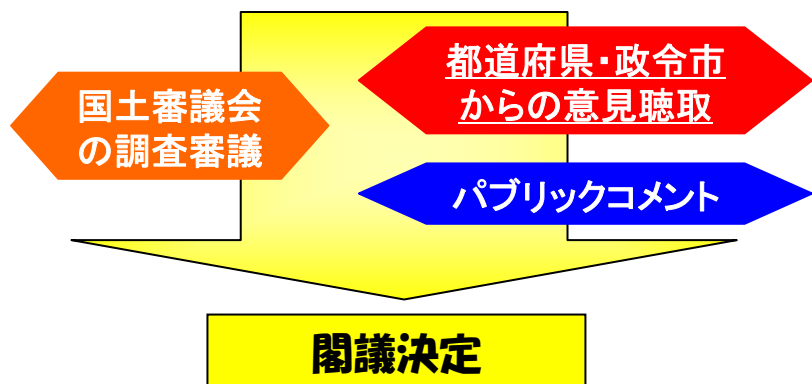
全国計画

総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的な計画)

【計画の内容】

- ・国土の形成に関する基本的な方針
- ・国土の形成に関する目標
- ・全国的な見地から必要とされる基本的な施策
(個別事業名は原則として記述しない)

国土交通大臣が案を作成



都道府県・政令市から計画作成・変更提案

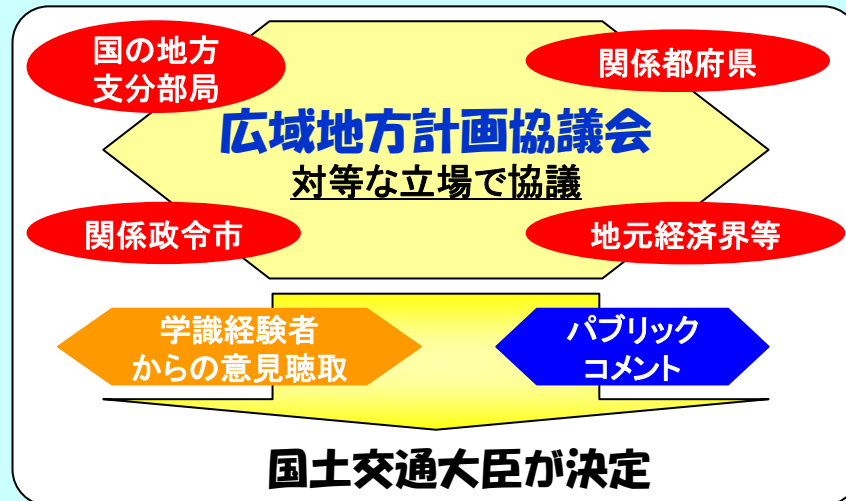
広域地方計画

2以上の都府県の区域で政令で定める区域

広域地方計画区域における国土形成の計画

【計画の内容】

- ・当該区域の国土の形成に関する方針
- ・当該区域の国土の形成に関する目標
- ・広域の見地から必要とされる主要な施策
(個別事業名を含む)



市町村から計画作成・変更提案(都府県経由)

基本とする

国土形成計画の策定スケジュール(予定)

全国計画

平成17年9月

国土審議会に計画部会を設置

平成17年10月

第1回計画部会の開催
部会に専門委員会を設置

平成18年度前半

計画内容の検討

随時、都道府県・経済団体等
との意見交換などを実施

平成18年秋頃

計画部会中間とりまとめ

閣議決定に向けた
検討

都道府県・経済団体等
との意見交換などを実施

平成19年中頃までを目途

閣議決定

※国土形成計画全国計画は国土利用計画
全国計画と一体作成

全国計画策定後、1年後

広域地方計画

国土審議会に圏域部会を設置

第1回圏域部会の開催

地域の区分の
あり方の検討

圏域部会とりまとめ

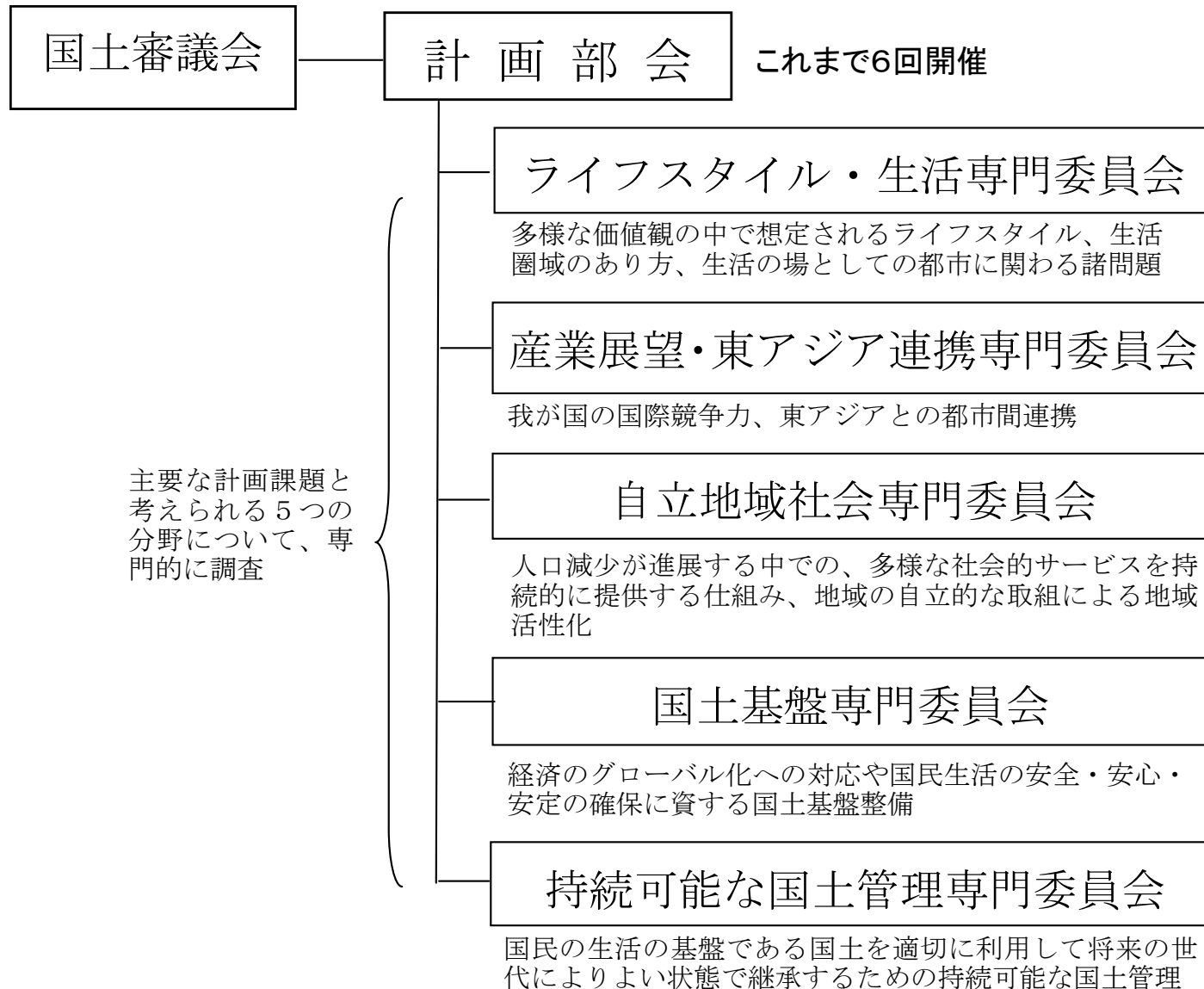
広域地方計画区域を定める政令の制定

計画策定準備

広域地方計画協議会の設置

広域地方計画の決定

国土形成計画(全国計画)の審議体制



計画部会における主要な論点①

ライフスタイル・生活に係る論点

- 長いライフサイクルの中での国民の生活設計(労働形態、家族形態、育児・介護ケアの仕組み、居住形態等)についてどう考えるか。
- 「定住人口」や、観光旅行者等の「交流人口」以外に、インターネット住民等の「情報交流人口」、都市住民が農山漁村等にも生活拠点を持つ「二地域居住人口」を組み合わせた「4つの人口」というコンセプトが考えられないか。
- 国民の価値観が多様化する中で、自らの価値観によって多様なライフスタイルの選択が可能となる「多選択社会」をどのように実現するか。
- 人口減少・高齢化が進展する中、我が国の都市圏において顕在化、深刻化する問題は何か。人口集積の程度等による差異をどのように整理できるか。
- 地方都市圏における生活圏域は今後いかにあるべきか。特に基礎的サービスの持続的維持に必要な圏域の規模・都市構造はどのようなものか。
- 大都市圏における人口流入の収束傾向等がみられる中、今後の大都市圏政策はいかにあるべきか。高齢化、環境、国際競争力の確保等新たな課題にどう対応していくか。

産業展望・東アジア連携に係る論点

- 世界経済の中でもアジア地域を重視すべきではないか。
- 将来の産業構造・エネルギー需給の展望をどう考えるか。
- 我が国経済の成長のエンジンとして、都市の国際競争力・経済活力をどのように付けていくべきか。世界から人を引きつけるための磁力としての装置は何か。
- 多様な人財の集積という観点から知的労働者・留学生が活躍できる仕組みが考えられないか。
- 地域活力を維持するためには、地域の個性や既存ストック(社会資本・文化資本)を活用した特色ある地域づくりを行うことが必要ではないか。
- 東アジア地域の成長が予測される中で、東アジア地域との連携によって諸都市を育成することができないか。

自立地域社会に係る論点

- 人口減少が進展する中で、持続可能な自立的な地域社会の姿をどう描くか。その形成に向けた鍵は何か。その際の国等の関与、役割について、どう考えるか。
- 地域コミュニティの今日的な意義について、どう考えるか。
- 多様な社会的サービス(生活関連サービス)を持続的に提供するための地域社会の経営システムをどのように構築していくか。
- 地域の自立的な活性化を目指して、地域経営のあり方をどう考えるか。

計画部会における主要な論点②

国土基盤整備に係る論点

- 魅力ある国土の形成に向けた国土の質的転換を図る上で目指すべき国土基盤像はどのようなものか。特に、アジア経済とのシナジー効果による我が国の持続的な発展、IT化によってもたらされたサイバー空間と一体的となった国土、計画的な縮退による質の高い都市空間などを形成するために、どのような国土基盤が必要か。
- 国土の質的転換のために必要な具体のアクションは何か。特に、持続可能で安全・安心・安定な国土の形成のための国土基盤、世界に開かれた魅力ある国土形成をするための国土基盤の整備等をどのように推進していくか。例えば、既存ストックのポテンシャルをどのように引き出していくか。

国土構造その他に係る論点

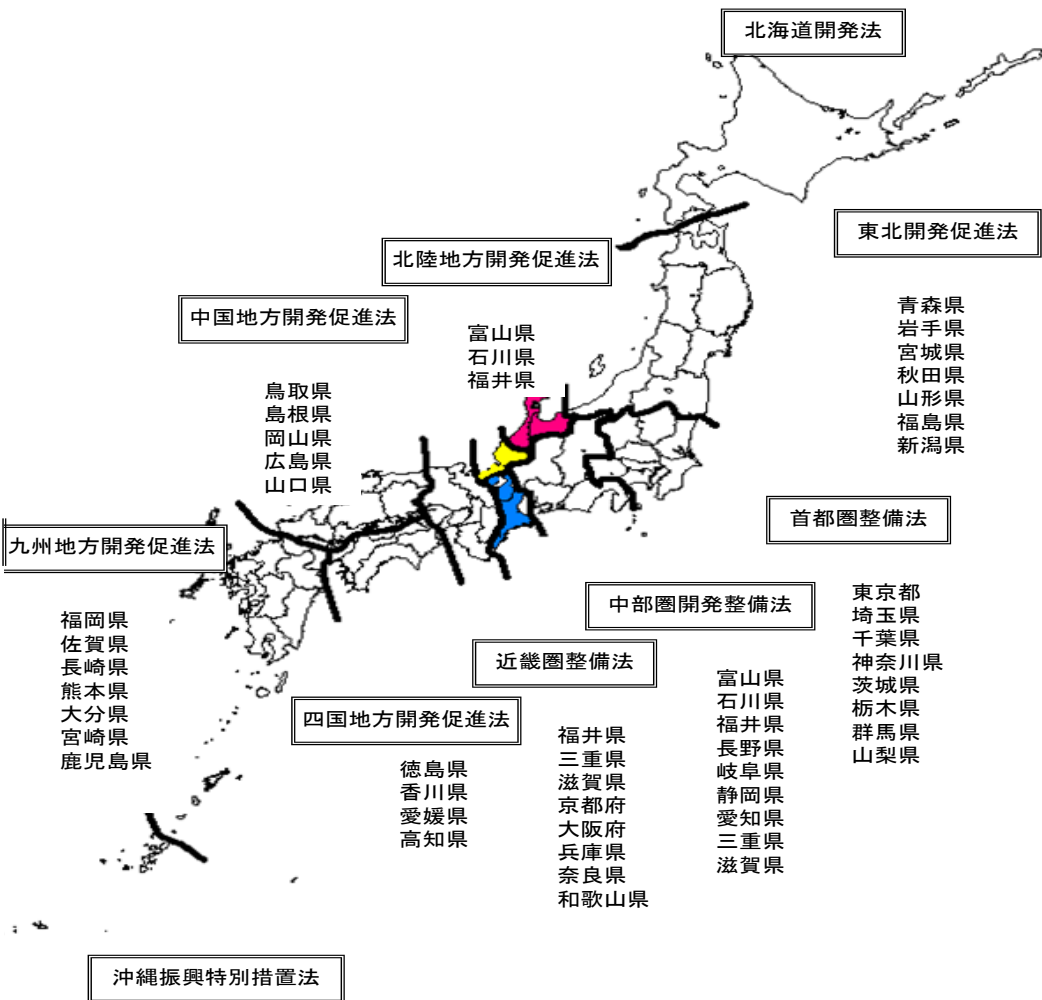
- 人口減少、高齢化、東アジア経済の成長など、これまでとは社会経済情勢が大きく異なっていく中で、望ましい国土構造は、如何にあるべきと考えるか。
- 国と地方の協働によるビジョンづくりに向けて、全国計画と広域地方計画の関係をどのように考えるか。
- 国土形成計画に対する国民一般の関心を喚起する仕組みをどのように構築していくか。

持続可能な国土管理に係る論点

- 消費資源の多くを海外に依存し、国土や地球環境に多大な負荷がかかっている中で、将来の世代により良い状態で国土を継承していくには、どのような取り組みが必要か。
- 都市的土地利用を、自由な土地利用を原則としつつ、国土全体として持続可能性や公益性を高める方向性にマネジメントするメカニズムをどのように構想するか。
- 災害リスクを前提とした土地利用の規制・誘導等を漸進的に進めることが重要であると考えるが、どのような手法が考えられるか。
- 森林、農地について、多様な主体による直接・間接的な管理への参画(国民的経営)や人口減少に対応した管理(選択的管理)をどのように構築するか。また、戦略産業としての農業の可能性をどう考えるか。
- 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成に向けて、どのような取り組みが必要か。また、水と緑のネットワークをどのように形成していくか。
- 海洋・沿岸域の総合的管理の仕組みをどう構築していくか。

広域地方計画区域について

これまでのブロック計画の計画圏域



※福井県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
※富山県、石川県は中部圏開発整備法、北陸地方開発促進法の計画圏域に重複
※三重県、滋賀県は近畿圏整備法、中部圏開発整備法の計画圏域に重複

広域地方計画区域設定の考え方

自然、経済、社会、文化等において
密接な関係が相当程度認められる区域

二以上の都府県の区域
(都府県の区域は分割しない)

一体として総合的な国土の形成を
推進する必要がある区域

北海道及び沖縄県を除く45都府県を
重複なく、隙間なく、多くとも10程度の
区域に大括りに区分

○広域地方計画協議会には、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体、地元経済界その他密接な関係を有する者を加えることができる。

○計画内容は、広域地方計画区域における国土の形成に関する①方針、②目標、③広域の見地から必要とされる主要な施策(特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む)を定める。

広域地方計画区域区割り案

※現在、地方公共団体、経済団体等に対し意見照会中

パターン1



パターン3



パターン2

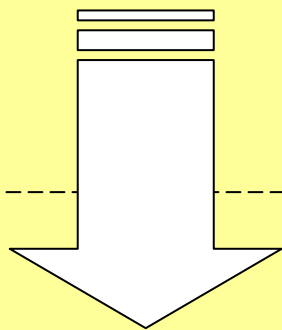


パターン4



国土形成計画と大都市圏整備計画

国土形成計画



国土形成計画【全国計画】 (H19中頃策定、計画期間10～15年)

- ・閣議決定
- ・総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的)

国土形成計画【広域地方計画】 (H20中頃策定)

- ・広域地方協議会で協議
- ・国土交通大臣が決定
- ・総合的な国土の形成に関する施策の指針
(府省横断的)

大都市圏整備計画

首都圏整備計画

- ☆従来の基本計画と整備計画を一本化
(国土計画体系の見直しにあわせて)
- ・基本編
(計画期間：H11～27年度、17年間)
- ・整備編
(計画期間：H18年度～ 概ね5年間)

近畿圏整備計画

中部圏開発整備計画
(H12年～ 計画期間概ね15年)

近畿圏建設計画

中部圏建設計画
(H18年度～ 計画期間概ね5年)

大都市圏整備制度の抜本見直し

- ☆当専門委員会において検討
(H20.1の法案提出を目指し、H18秋に方向性を打ち出す)
- [検討内容]
- ・これまでの大都市圏施策のフォローアップ・評価
- ・国土形成計画と大都市圏計画の関係整理
- ・新たな大都市圏制度の検討
- ☆上記の見直しに伴い、首都圏整備計画等は期間途中での変更がありえる

新たな大都市圏制度の法制化

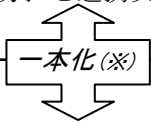
平成18年

平成19年

平成20年

大都市圏整備計画の概要

	首都圏	近畿圏	中部圏
根拠法	首都圏整備法（S31. 4. 26）	近畿圏整備法（S38. 7. 10）	中部圏開発整備法（S41. 7. 1）
整備計画の推移	昭和33年 7月 4日（第1次） 昭和43年10月 2日（第2次） 昭和51年11月12日（第3次） 昭和61年 6月 5日（第4次） 平成11年 3月26日（第5次）	昭和40年 5月12日（第1次） 昭和46年 7月30日（第2次） 昭和53年11月29日（第3次） 昭和63年 2月 1日（第4次） 平成12年 3月30日（第5次）	昭和43年 6月26日（第1次） 昭和53年12月20日（第2次） 昭和63年 7月25日（第3次） 平成12年 3月30日（第4次）
対象区域	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府6県	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の9県
整備計画	<p>首都圏整備計画（改正前の基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大臣決定 ○人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項を定める ○現行計画（第5次） <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年3月決定 ・計画期間 平成11～27年度 ・目指すべき圏域構造 <p>「分散型ネットワーク構造」</p> <p>業務核都市など拠点的な都市（広域連携拠点及び地域の拠点）を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携交流を行う構造</p>	<p>近畿圏整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大臣決定 ○基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める ○現行計画（第5次） <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月決定 ・計画期間 概ね15年 ・目指すべき圏域構造 <p>「多核格子構造」</p> <p>各都市・地域を活かして「核」を形成し、さらに都市・地域間の重層的な連携によって東西方向、南北方向に格子状に結びついた構造</p>	<p>中部圏開発整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大臣決定 ○基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める ○現行計画（第4次） <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月決定 ・計画期間 概ね15年 ・目指すべき圏域構造 <p>「世界に開かれた多軸連結構造」</p> <p>多様で特色ある資源や高度な産業・技術を活かした連携・交流と中部国際空港を活かした重層的な国際交流を推進することで、4つの国土軸と国土軸を連結する6つの圏域軸を形成</p>
建設計画	<p>（改正前の整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大臣決定 ○政策区域の整備に関する事項で、その整備に関する根幹的事項を定める ○現行計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年10月決定 ・計画期間 平成13年度～平成17年度 	<p>建設計画</p> <p>（根拠法：近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知事作成・大臣同意 ○政策区域ごとに、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める ○現行計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年10月決定 ・計画期間 平成13年度～平成17年度 	<p>建設計画</p> <p>（根拠法：中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知事作成・大臣同意 ○政策区域ごとに、基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める ○現行計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年10月決定 ・計画期間 平成13年度～平成17年度



※国土総合開発法の抜本改正により、首都圏の基本計画と整備計画を統合し、首都圏整備計画に一本化。